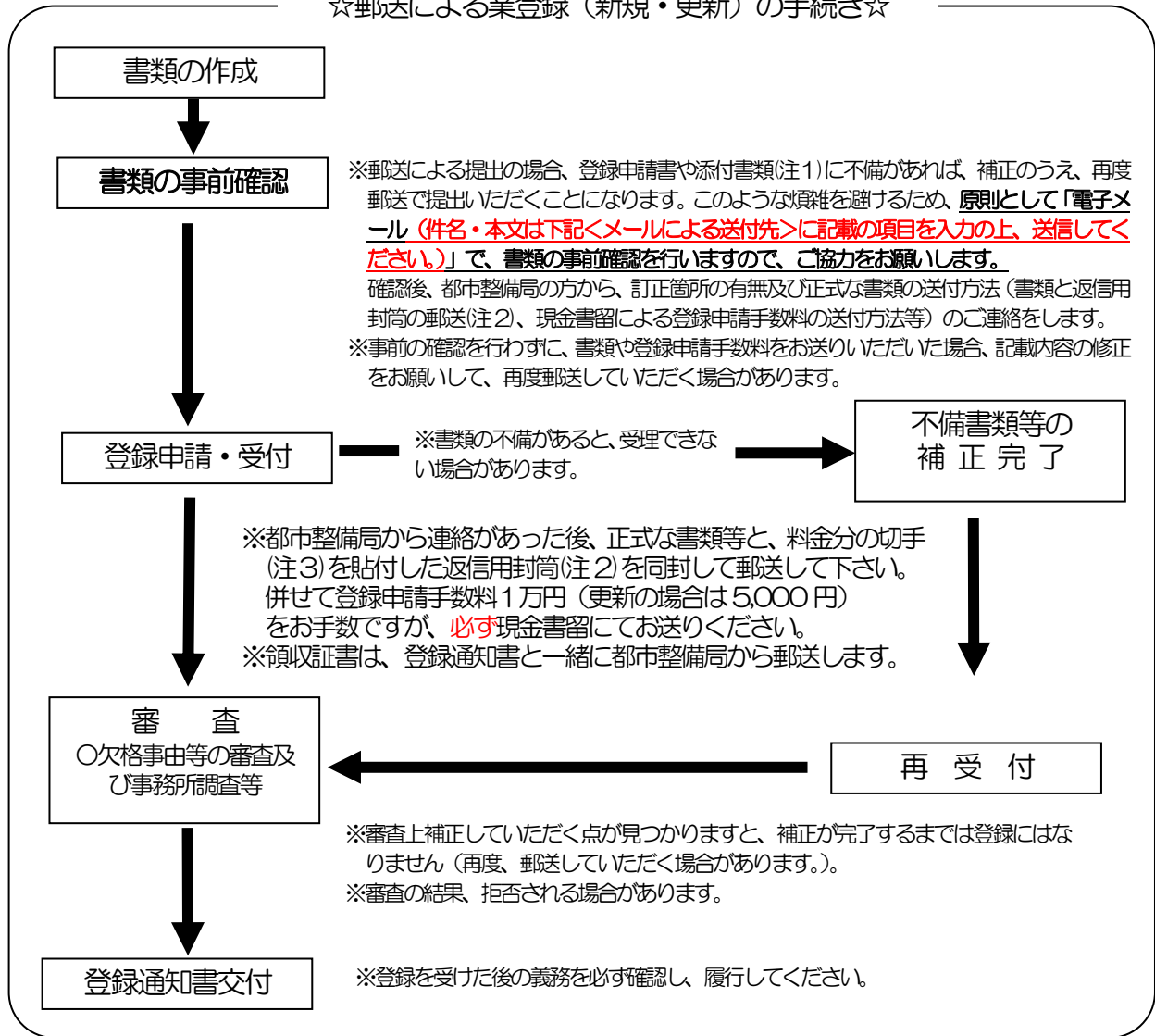


☆郵送による業登録（新規・更新）の手続き☆



(注1) 事前確認時は、申請時と同じく法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票（ともに3か月以内発行のもの）など添付書類をすべて添付してください。

(注2) 「登録通知書」の交付及び「副本」の返却を郵送で行いますので、角型2号以上（副本が入る大きさ）の封筒を同封ください（レターパックでも可）。

(注3) 切手は、登録通知書（A4用紙1枚）と副本の重さ分を合わせた基本料金と簡易書留料金の合計を貼付してください。

<郵送の場合の送付先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 12 階中央
東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課屋外広告物担当

<メールによる送付先>

S0000169(at)section.metro.tokyo.jp

※件名・本文には以下の事項を記載してください。

【件名】登録番号（更新の場合）・「屋外広告業の登録（事前確認）」の文言・申請者名

【本文】申請種別（新規 or 更新）、有効期限（更新の場合）、担当者名及び連絡先（電話番号）

例：件名「第〇〇〇号 屋外広告業の登録（更新） 東京広告株式会社」

本文「申請種別 更新、有効期限 令和8年7月31日、担当者 総務部陳京太郎 03-1234-5678」

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。

お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。半角大文字のSの後ろは、数字のゼロです。

(注意事項)

- ・記入漏れや不足書類がある場合には、受付できない場合がありますので、よくご確認ください。
- ・郵送料や通信費は、申請者の負担となります。
- ・郵便事故に関し、東京都は責任を負いかねますので、ご了承ください。

メールを送信して、4日経過（土日・祝祭日を除く。）しても東京都都市整備局から連絡がない時は、メールが届いていない可能性がありますので、お電話にてご連絡ください。